

平成30年度第2回 船橋市行財政改革推進会議

学校規模の適正化と現状について

平成30年8月27日
教育委員会管理部教育総務課

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等における変遷

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することなど、社会性を高める役割が求められることから、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいとされる。



年	要 旨
昭和32年	「学校統合の手引」を作成。
昭和33年	小・中学校における学校規模の標準、適正配置などを設定。
昭和48年	地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることや、小規模校の利点を踏まえ、総合的に判断した場合存置するほうが好ましい場合もあることなどを明記。



近年の少子高齢化等を背景に、教育的な視点における少子化に対応した活力のある学校づくりのための方を継続的に検討・実施することが求められている。



文部科学省において、「**公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引**」を策定(平成27年1月27日)

手引の要旨

①学校規模の適正化

法令上標準が定められている学級数(12学級以上18学級以下)に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められる。

②学校の適正配置

通学距離について、小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内が一般的であり、通学時間は「おおむね1時間以内」を一応の目安とする。

③学校統合に関して留意すべき点

学校統合の検討においては、保護者の声を重視しつつ、地域住民や学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解・協力を得ながら進めていくことが大切。

④小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

小規模のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるような、小規模校の良さを生かす方策、課題を緩和する方策を提示。

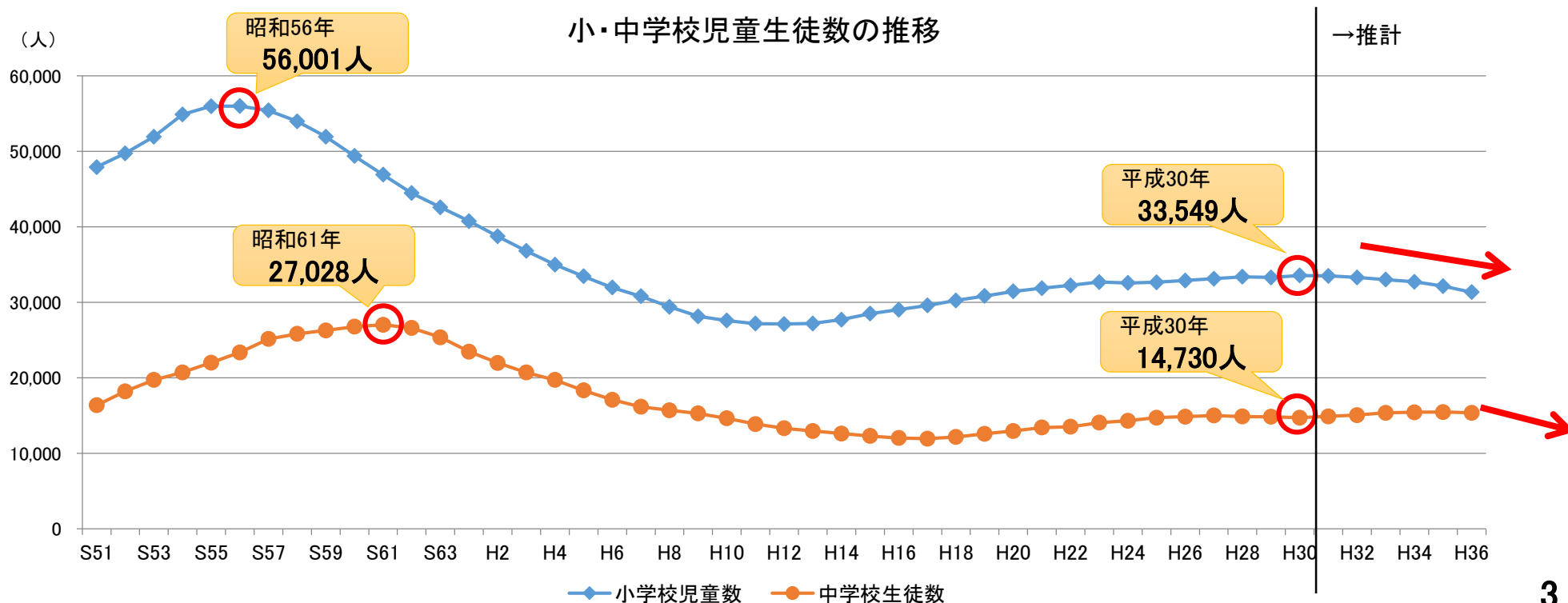
⑤休校した学校の再開

地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校の再開に向けた工夫、再開後の小規模校の活性化などを提示。

学校規模の適正化について

小・中学校の児童生徒数推移と今後の見通しについて

児童生徒数は、昭和50年代後半から60年代初めを頂点として減少した後、小学校は平成12年、中学校は平成17年を境に再び増加に転じ、現在に至っています。小学校は平成31年から緩やかに減少するものと見込んでおり、船橋市人口ビジョンの推計から、減少は続くものと考えられます。また、中学校は小学校から数年遅れて同様の経過をたどる傾向であることから、近い将来、減少に転じるものと考えております。



学級編制と学校規模の分類

本市は、千葉県教育委員会において、小学校第2・第3学年及び中学校第1学年で35人学級を、小学校第4から第6学年及び中学校第2・第3学年で38人学級を編制することが可能としていることから、これに準じた学級編制を行っています（弾力的運用）。

また、学校規模は、12～24学級を標準規模とし、これ以外の学校について、以下のとおり分類しています。

小・中学校の基本的な学級編制基準

学校	学年	国	県(弾力的運用)
小学校	第1学年	35人	—
	第2学年	40人	35人
	第3学年		
	第4～第6学年		
中学校	第1学年	40人	35人
	第2学年		38人
	第3学年		

学校規模の分類

過小規模校	小学校 5学級以下	全学年に学級を作ることができないため、教育課程の編成・実施に際し、特別な配慮が必要とされる規模の学校
	中学校 2学級以下	
小規模校	小学校 6～11学級	各学年の学級数が少なく、教育課程の編成・実施に際し、配慮を要する規模の学校
	中学校 3～11学級	
標準規模校	小・中学校 12～24学級	教育課程の編成・実施に際し、標準と考えられる規模の学校
大規模校	小・中学校 25～30学級	各学年の学級数がやや多く、教育課程の編成・実施に際し、配慮を要する規模の学校
過大規模校	小・中学校 31学級以上	各学年の学級数が多く、教育課程の編成・実施に際し、特別な配慮が必要とされる規模の学校

標準とする学校規模と期待される効果

標準とする学校規模		期待される効果の例
小学校	12～24学級	・効果的なクラス替えが可能。 ・学年内での課題別指導や個に応じた指導が充実できる。 ・切磋琢磨する機会を増やし、社会性を育むことができる。
中学校		・効果的なクラス替えが可能。 ・学年内での課題別指導や個に応じた指導が充実できる。 ・より多くの部活動を設置することができ、生徒の個性に応じた活動が選択できる。 ・教科担任制であるため、各教科において複数名の教科担当者が配置できるなど、組織的な教科経営や生徒指導がしやすくなる。 ・切磋琢磨する機会を増やし、社会性を育むことができる。

適正規模化に向けた基本方針

本市教育委員会では、適正な学校規模による望ましい学校配置の実現のため、平成17年8月に「船橋市立小・中学校適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、学校規模に応じて以下の基本方針に基づき、通学区域の見直しや学校の統合等に取り組んできました。

学校規模	基本方針
【過小規模校】 小学校5学級以下 中学校2学級以下	○ 推計において、過小規模の状況が継続すると見込まれる場合 ⇒通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、 <u>具体的な対応策を講じる。</u> （例：H19.4 高根台第一小学校と高根台第三小学校を統合）
【小規模校】 小学校6～11学級 中学校3～11学級	○ 推計において、今後、過小規模となることが継続的に見込まれる場合、単学級の学年が継続的に発生することが予想される場合や、複数の過小・小規模校が隣接している場合 ⇒通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、 <u>望ましい対応策について検討を始める。</u> （例：H30.7 第2回金杉台中学校の今後を考える会を開催）
【大規模校】 小・中学校 25～30学級	○ 推計において、今後、過大規模となることが継続的に見込まれる場合 ⇒分離新設、通学区域の変更・弾力化等も視野に入れ、 <u>望ましい対応策について検討を始める。</u>
【過大規模校】 小・中学校 31学級以上	○ 推計において、過大規模の状況が継続し、又は更に拡大し、かつ、教育環境が著しく損なわれることが見込まれる場合 ⇒分離新設、通学区域の変更・弾力化等も視野に入れ、 <u>可能な対応策を講じる。</u> （例：H24.4 葛飾小学校の通学区域を変更）

適正化を検討する際の留意点

主な対応策	留意点
通学区域の変更・弾力化	周辺校への影響、地理的歴史的背景、小中学校のつながり
分離新設	将来的な少子化、都市部における用地取得の困難さ
統合	【視野に入れる地域・学校】 - 小規模校が複数隣接する地域 - 小規模化の進行が著しく、早急な対応が必要な学校 【既存施設の活用及び統合後の旧学校施設の活用】 - 原則、増改築等を行わず、既存の学校施設を活用 - 旧学校施設は、教育的視点に加え、地域ニーズにも配慮した活用

その他の留意点

【教育環境】

余裕教室数、特別教室数、運動場面積、特別支援学級・通級指導教室の開設状況 等

学校の現状について

5ブロック別の学校規模(平成30年5月1日時点の児童生徒数より)

	小学校	中学校
過大規模校	●	■
大規模校	●	■
標準規模校	○	□
小規模校	●	■

西部は大規模な学校が多く、中部・北部は小規模な学校が多い

西部

過大規模校	小:3	中:1
大規模校	小:2	中:1
標準規模校	小:4	中:2
小規模校	小:0	中:0

南部

過大規模校	小:1	中:0
大規模校	小:1	中:0
標準規模校	小:8	中:3
小規模校	小:0	中:1

北部

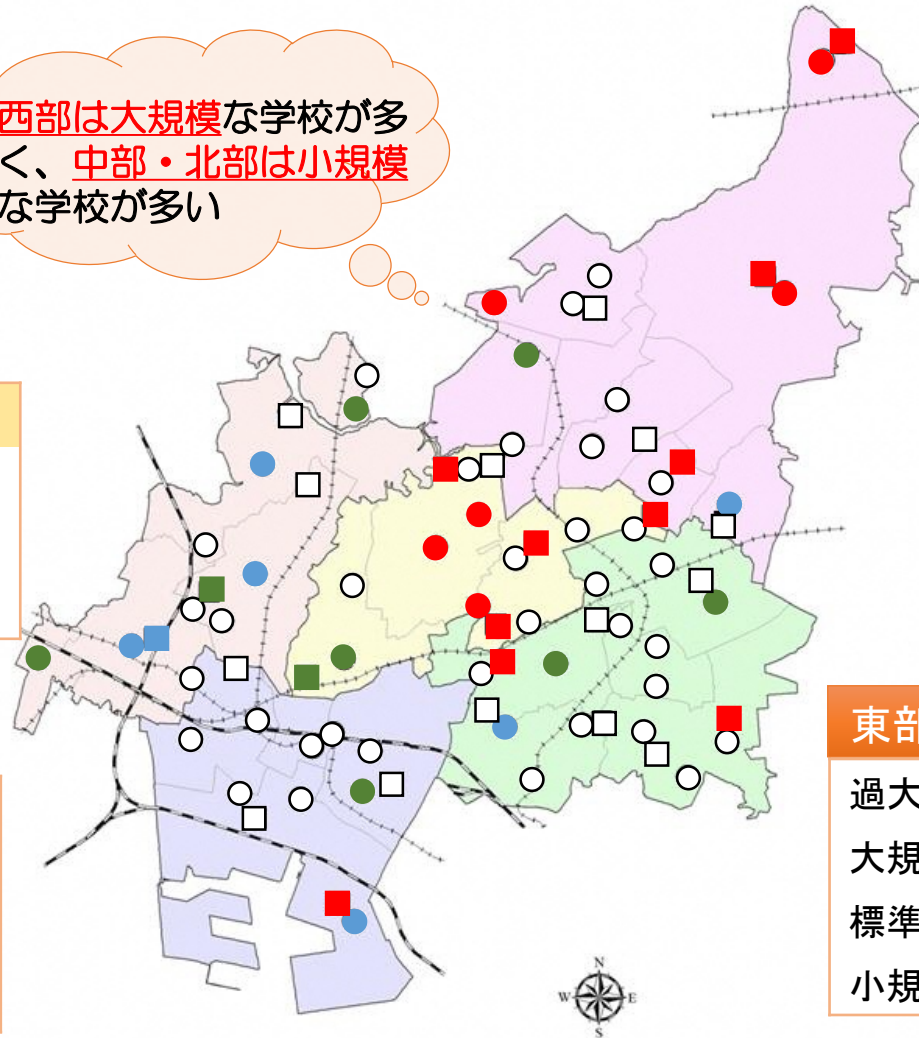
過大規模校	小:1	中:0
大規模校	小:1	中:0
標準規模校	小:6	中:3
小規模校	小:3	中:3

中部

過大規模校	小:0	中:0
大規模校	小:1	中:1
標準規模校	小:6	中:1
小規模校	小:3	中:4

東部

過大規模校	小:1	中:0
大規模校	小:2	中:0
標準規模校	小:11	中:5
小規模校	小:0	中:2



※本市に過小規模校はありません

普通教室として使用可能な教室数と残教室数(5ブロック別)

教育委員会では、児童生徒数の増加や学級編制基準の引下げによる学級数の増加により、教室不足となる学校が発生しないよう、児童生徒数推計を作成するとともに、各学校における普通教室として使用できる教室数(使用可能教室数)を把握しています。

ブロック	区分	学校数	普通教室として使用可能な教室数			1校平均
				うち、普通教室数	うち、残教室数	
南部	小学校	10	250	217	33	3.3
	中学校	4	74	66	8	2.0
西部	小学校	9	272	230	42	4.7
	中学校	4	108	95	13	3.3
中部	小学校	10	231	146	85	8.5
	中学校	6	127	83	44	7.3
東部	小学校	14	384	286	98	7.0
	中学校	7	152	118	34	4.9
北部	小学校	11	285	191	94	8.5
	中学校	6	114	66	48	8.0
合計		81	1,997	1,498	499	6.2

※ 普通教室数は平成30年5月1日時点の普通学級数

※ 使用可能教室数は、教育総務課にて算出した数字です。
各学校とは協議していません。

普通教室として使用可能な教室のうち、**約25%**を占める

(学校において必要と考える室が含まれている場合があります。そのため、残教室数が、そのまま、いわゆる余裕教室となるものではありません。)

学校に必要と考える室と余裕教室について

船橋市の教室等

国基準(※1)

- ✓ 普通教室
(特別支援学級含む)
- ✓ 特別教室
(図書室、理科教室 等)
- ✓ 管理関係室
(保健室、校長室、職員室 等)

本市の政策上 必要と考える室

- ✓ 不登校支援室
- ✓ 放課後子供教室
(小学校)
- ✓ ランチルーム
(中学校)
- ✓ PTA会議室

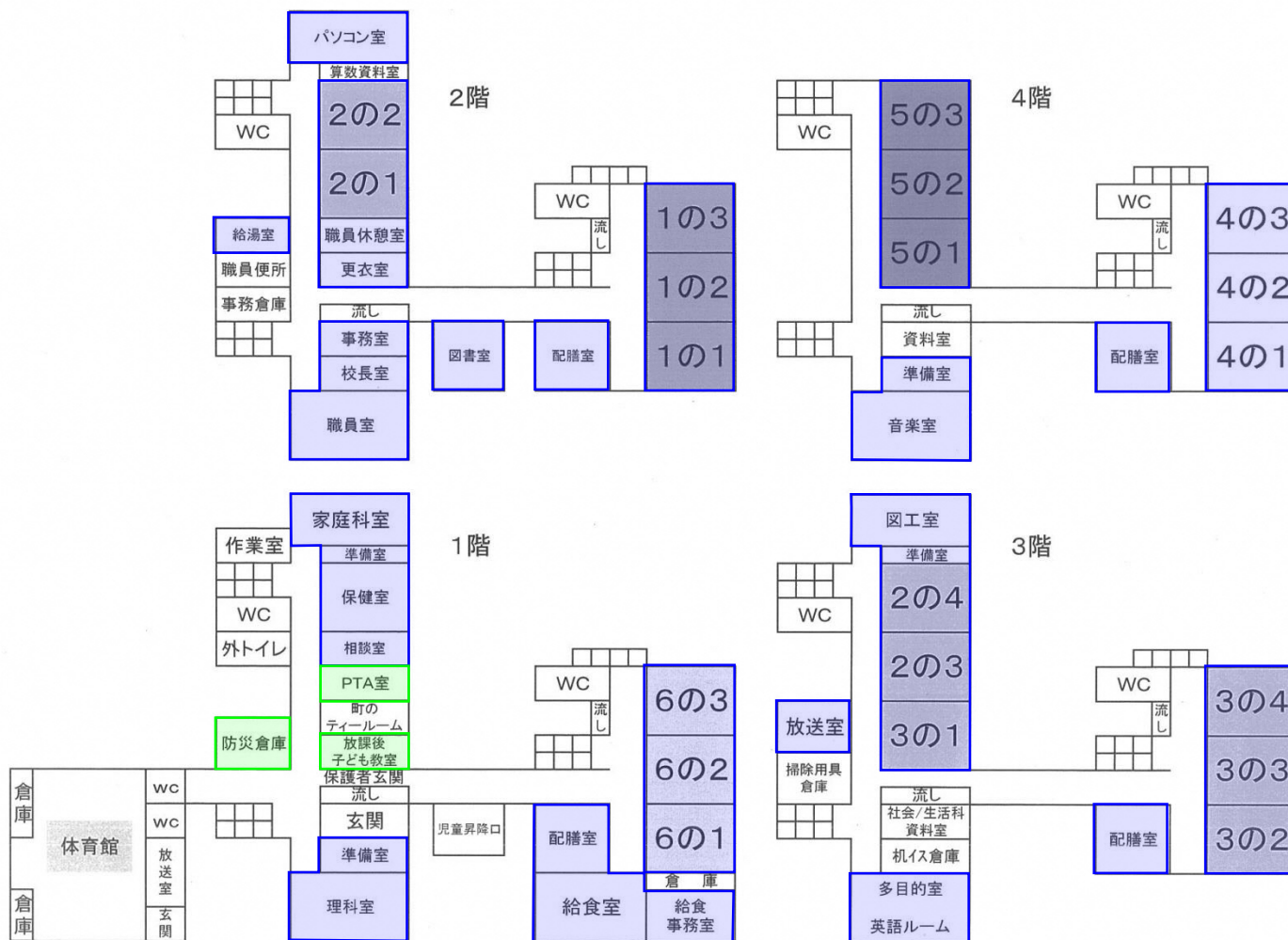
余裕教室(※2)

- ✓ 学級数の変動に対応するための教室
- ✓ 学校経営や教育活動等の授業以外で利用する室

※1:国基準の教室の分類は、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目(平成18年文部科学大臣裁定)、及び学校教育法第三条に基づく小学校設置基準、中学校設置基準による。

※2:余裕教室は多目的室、会議室、資料室などとしての利用が多い。

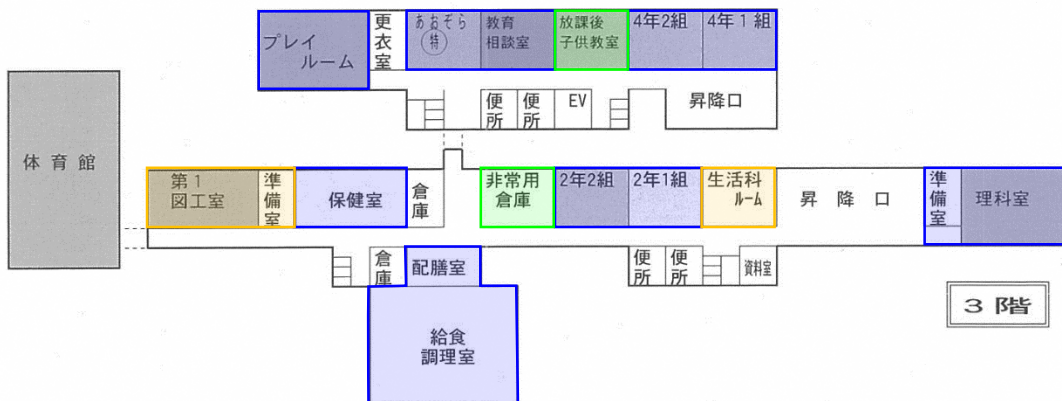
余裕教室がない小学校の事例



余裕教室が複数ある小学校の事例

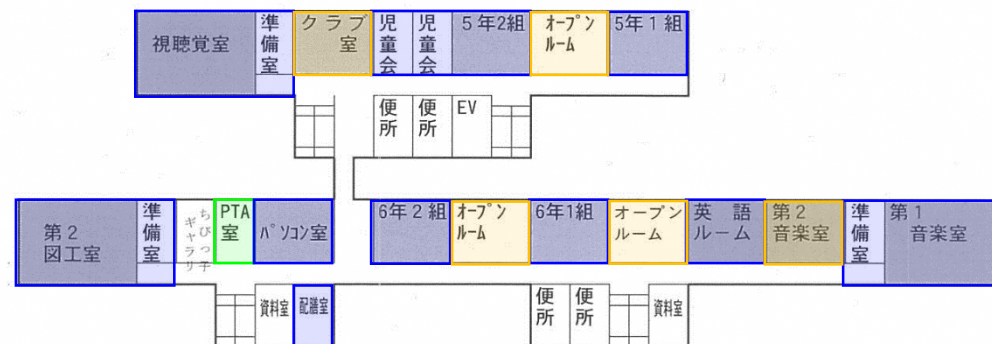
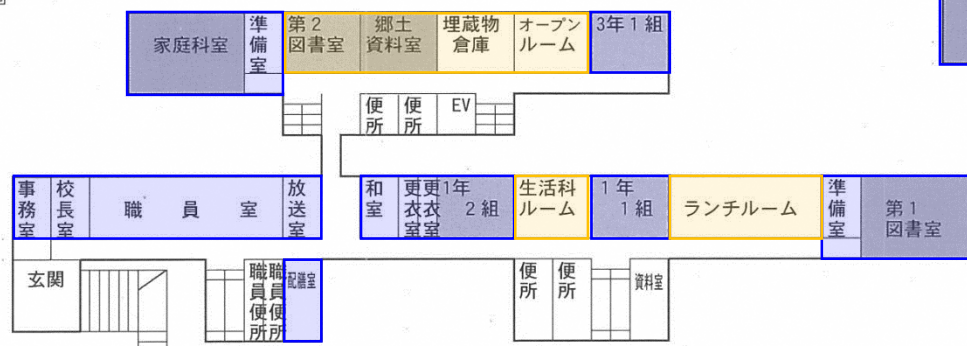
1 階

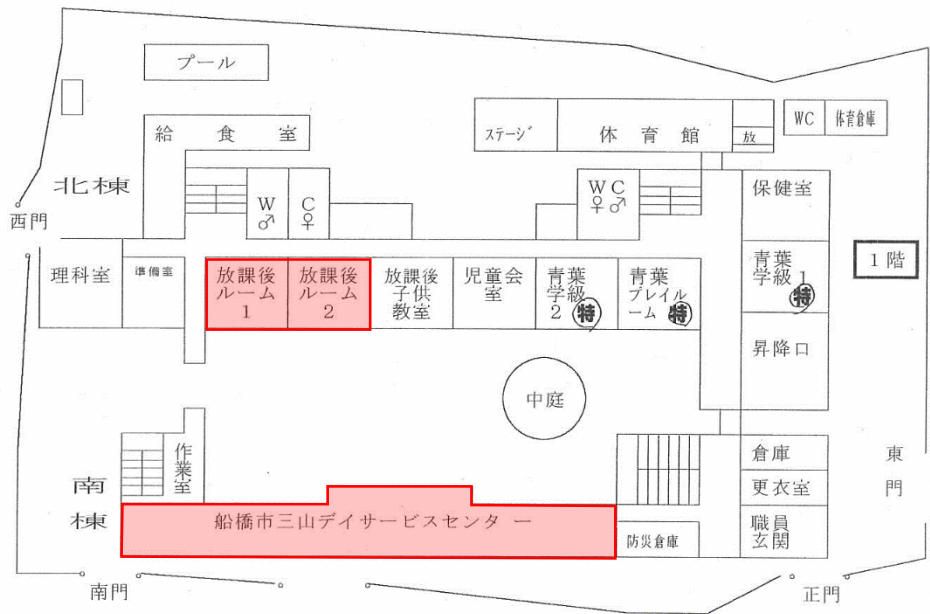
グラウンド



3 階

2 階





2018.4.2

